

富山市公設地方卸売市場における「決済の方法」について

市場における売買取引の決済は、次に掲げるもののほか、取引参加当事者間で決定した支払方法により、取引参加当事者間で決定した支払期日までに行うこと。

- 1 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、受託者に対してその卸売をした日の翌日（委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、売買仕切書及び売買仕切金を送付すること。
- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者との支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金を支払うこと。
- 3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を早期に支払うよう努めること。